

## 「二条公園砂場修繕」仕様書

京都市建設局 北部土木みどり事務所  
(担当:谷、岡本 TEL:075-492-3111)

### 1 業務名

二条公園砂場修繕業務

### 2 業務の目的

二条公園の砂場において、動物の糞害等により衛生的な利用に支障が生じているため、既存の砂を全量撤去し、新たな砂へ入れ替えることにより、公園利用者の安全性及び衛生的な利用環境を回復するものである。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年7月 31 日まで

### 4 履行場所

京都市上京区主税町 地内（二条公園）

### 5 業務範囲

別紙「位置図」及び「現況写真」のとおり

### 6 業務内容

#### (1) 既存砂の撤去、処分

砂場内既存の砂(撤去想定厚:約120mm、推定土量:約0.7m<sup>3</sup>)を全量撤去し、発生した残土等を適切に処分すること。

#### (2) 基礎の確認

既存の砂撤去後、砂場下部の基礎(再生クラッシュラン基礎)が露出した状態を、本市監督職員が立会により確認を行うため、確認を得ずに次の工程(新設砂の搬入、敷き均し)に進まないこと。

#### (3) 新規砂の搬入、敷き均し

基礎の確認後、新規の砂を搬入のうえ、敷き均しを行うこと。

入れ替え後の砂厚は、砂場全面において300mmを確保すること。(搬入想定土量:約 2.0 m<sup>3</sup>)

なお、入れ替えに使用する砂は、「砂場用洗い砂(細目)」とすること。

## 7 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

## 8 特記事項

### (1) 費用・見積について

- ・ 本業務で撤去する既存砂厚については約 120mm を想定しているが、変動している可能性があるため、必ず現地確認のうえ、必要な費用等を見積もること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・ 本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物(撤去した既設砂等)は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。

### (2) 安全・施工について

- ・ 作業にあたっては通行車両や歩行者、近隣住民等の安全に十分配慮し、適切な安全対策のうえ実施すること。
- ・ 道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、受注者において所轄の警察署と協議のうえ取得すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

### (3) 提出書類

- ・ 業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。

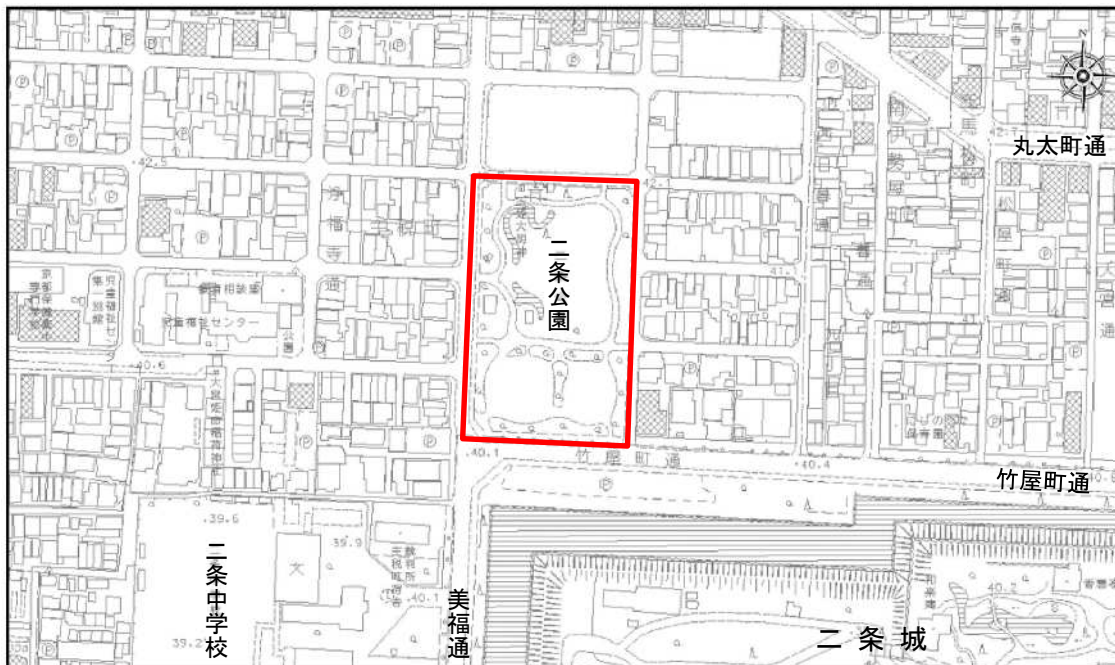
業務完了報告書

請求書

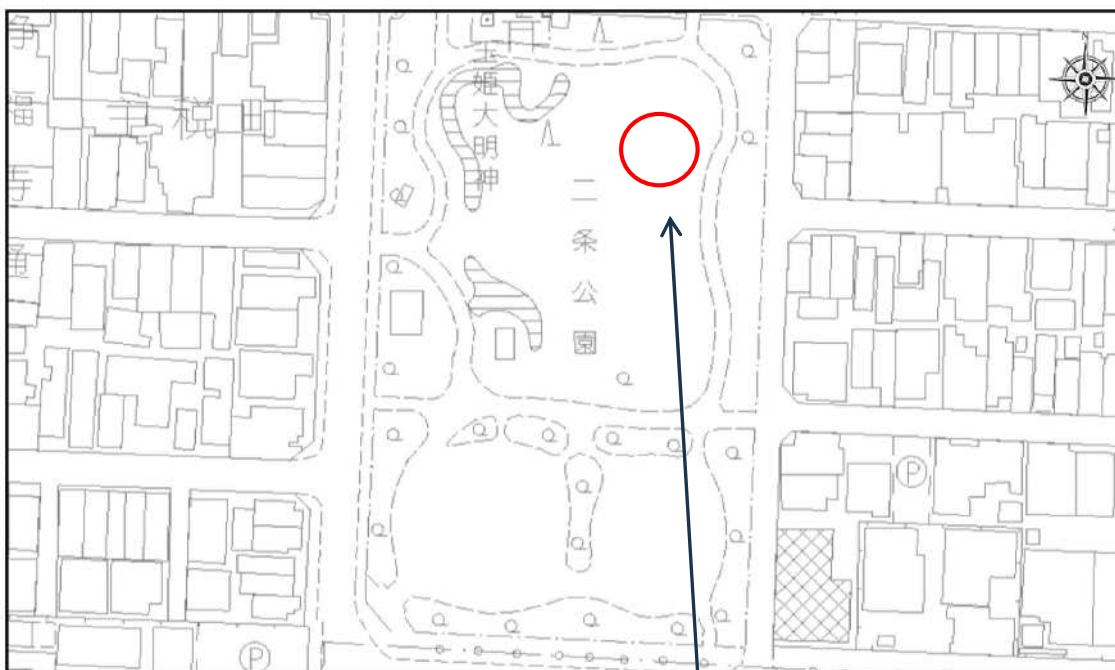
作業写真(着手前、作業中、完了時を定点撮影したもの)

- ※ 作業写真には、不可視部分となる既設砂撤去後の状況(再生クラッシュラン基礎の露出状況)及び砂の敷き均し後の砂厚が確認できる写真を必ず含めること。

【別紙】  
位置図



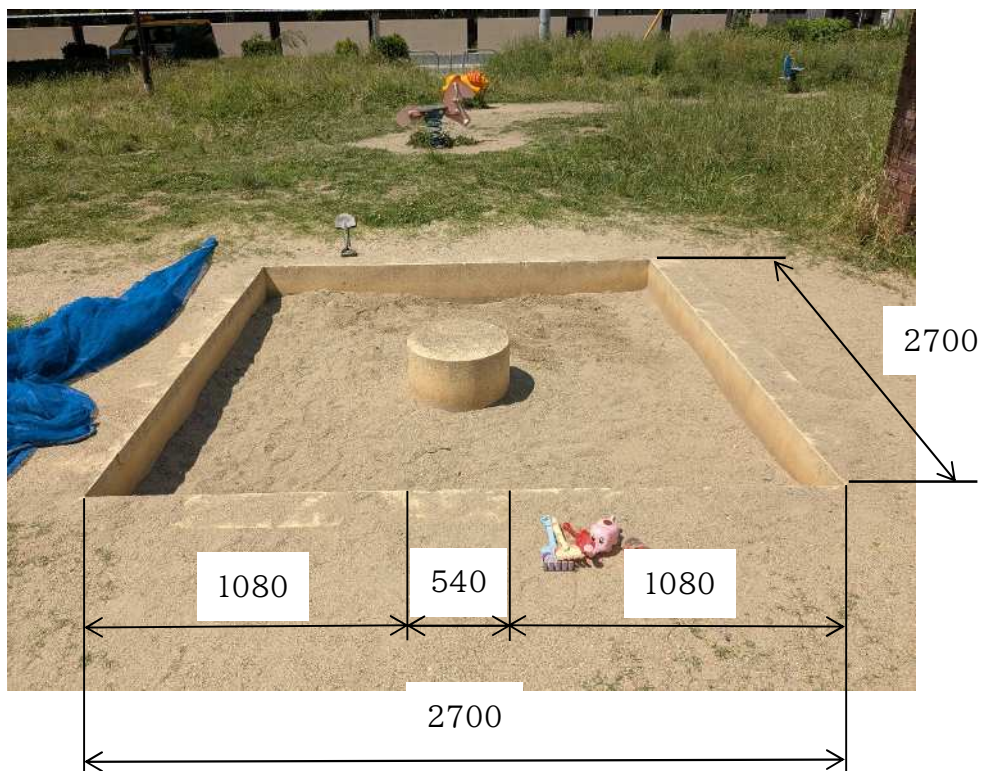
修繕箇所 位置図



砂場内既存砂撤去 N=1式(約0.7m<sup>3</sup>)  
新規砂の搬入、敷き均し N=1式  
(約2.0m<sup>3</sup>)

【別紙】現況写真

(全景 撮影方向 南 ⇒ 北)



(既存砂厚の状況)

